

平成31年度包括外部監査報告書意見一覧

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
1	13	5-4-1 キビタン体操を活用した心と体の復興	総務部	広報課	意見	(1) 減額補正と事業実施の遅延について 平成30年4月1日付け事業計画承認後、受託予定の事業者より事業実施に必要なスタッフ要員の直接雇用計画が困難であることが判明し、平成30年5月より、新たな事業実施体制を検討している。新たな事業実施体制の積算での国への交付申請の承認は、大幅に遅延し、新規の契約は、8月20日である。 受託事業者の選定は、2社のプロポーザル方式での随意契約である。選定においては、①被災者交流会等参加、②保育所訪問、③復興イベント等参加、④活動名称等、⑤業務推進体制、⑥その他の提案、等の点において、部局内の書面審査によって選定されている。委託事業実施体制の整備は、一義的には受託事業者の責任ではあるが、業務実施の推進体制、業務人員の確保は、プロポーザル方式の重要な審査項目である。必要であれば、部局内の書面審査のみでなく、事業受託予定者へのヒアリング等による確認を行う必要がある。	当該事業は平成30年度に完了した事業だが、今後同様の委託事業でプロポーザル方式による業者選定を行う際は、書面で疑義がある場合など、必要に応じてヒアリング等による確認を行うこととした。
2	14	5-4-1 キビタン体操を活用した心と体の復興	総務部	広報課	意見	(2) 契約内容の変更について この事業について、受託事業会社であるA株式会社は、受託事業の人材確保のため、自社のグループ会社の人材派遣会社であるB株式会社にスタッフの派遣を依頼している。当初契約にはない事由が発生した場合、発注者である県は、主な業務内容の再委託先である業者の適任性を検証し、受託事業者より書面による変更申請・承諾書を求める必要がある。	当該事業は平成30年度に完了した事業だが、今後同様の委託事業のため契約を締結する際には、契約書に下請け禁止条項を設けるとともに、受託業者が一部再委託を行う場合は、事前に書面による承諾を求めることとした。
3	14	5-4-1 キビタン体操を活用した心と体の復興	総務部	広報課	意見	(3) 情報発信について キビタンの保育所訪問は、目標に対して実績が119%であり、十分に事業目的を達成しているが、交流会訪問については、県内・県外とも各々22%・13%と低調である。これは、交流会訪問において、参加者に高齢者が多くキビタン体操ができないこと(体操の認知度が低い)、体操を行う広さの会場が確保できない等の理由による。キビタン訪問先の選定について、ロケーションや参加対象者に関する分析など事前リサーチが不足していたのではないと思われる。なお、県外交流会では、キビタンが訪問することにより、福島県を思い出し精神的負担が生じるとの意見もあった。心の復興にキビタンが結びつくとは限らない点で、キビタンの押しつけになるのではないかと、との反省も必要だと思われる。 キビタンを県の復興シンボルとして今後も活用するには、アンケート調査などにより広く県民からも意見を求め、キビタンへの認知度や活動内容、活動の場、要望などについて検討する必要がある。また、復興五輪を標榜する次年度オリンピック競技開催地である福島と復興シンボルキャラクターであるキビタンを関連付けた効果的な情報発信についてや、東京2020マスコットキャラクターとの関係など、具体的な広報戦略を検討する必要があると思われる。	キビタンを活用した情報発信については、機会を捉えてニーズを把握しながら、活動内容や活動の場などを検討し、効果的な情報発信となるよう努めていく。
4	17	5-4-2 緊急スクールカウンセラー等派遣事業	総務部	私学・法人課	意見	・生活基盤を築くための私立高校生等支援事業 当事業は、平成23年から27年までは、緊急雇用創出事業として実施され、平成28年度からは、被災者総合交付金を財源として実施されている。過去5年間は同一の事業者委託されている。当年度の契約手続は、見積り4社、2社辞退、2社の見積り合わせにより委託業者が決定されている。当該業務は、高校生等の就職、進路指導及び職業生活に係る相談に関する専門性を必要とする事業であるが、この専門性を必要とするのは、この相談業務を担当する進路アドバイザーの担当者であり、必ずしも派遣元の派遣会社自体とは言えない。長期にわたり、同一の事業者が受注していること自体に問題がある訳ではないが、契約手続が形骸化していないか、留意する必要がある。 契約手続の透明性・公平性から、一般競争入札手続によることが望ましい。委託仕様書には、成果品の事項として、業務委託状況報告書(第1号様式)と実績報告書(第2号様式)の書類の提出が求められている。また、進路アドバイザーには、週次・月次の進路アドバイザー報告書の提出が求められている。この報告書では、①訪問事業所数、②内新規事業所数、③求人開拓事業所数、④開拓先への内定者数、等の記載の他、相談件数と内容、平成29年度からは、「卒業生への声掛け件数」欄を追加し、活動内容の報告を受けている。しかし、これらの報告の年間集計値、事業成果を全体としてまとめた評価資料がなく、事業成果を客観的に評価することが困難な状況にある。当事業の評価については、福島県における離職率の低下が見られるとの回答を受けたが、事業の実施主体者は、県内求人開拓先への内定者数・県内企業への就職者数、県内就職率の向上等の年間集計値を事業実績として把握し、評価指標とするとともに、これらの指標を次年度以降の具体的な達成目標の設定に役立てる等、事業成果を具体的に集計・把握する必要があると思われる。	これまで当該事業の委託業者は複数事業者からの見積り合わせにより決定しており、契約手続には問題はないと認識しているところであるが、包括外部監査の意見を受け止め、次年度から委託業者の決定に当たって一般競争入札に変更することを検討している。 また、進路アドバイザーが就職希望者から受けた相談件数や相談内容、訪問事業所数など、委託業者からの報告内容を基に県として事業実績を取りまとめ、分析し、今後の事業をより効果的に進められるように達成目標の設定を進めていきたい。
5	25	2-2-2 Jヴィレッジ復興再整備事業	企画調整部	エネルギー課	意見	当該事業は復興基金等の財源を利用して、東日本大震災以後、施設使用が停止していたJヴィレッジについて、新たな価値を持った施設として再整備し継続的な利用促進を図るものである。 Jヴィレッジは日本初のサッカーナショナルトレーニングセンターとして開設され、国内外のトップチームに利用されてきた。原子力発電所の事故により施設が利用できなくなったため、これらのトップチームなどは県外の練習場を利用することとなった。 一度離れてしまった利用者を施設に呼び戻すため、①全天候型練習場、②新しい宿泊施設、③Jヴィレッジ駅といった新たな付加価値を創造し、PR活動を大々的に実施している。平成30年7月に一部の施設が再開され、平成31年4月から全面的に再開し、新駅を開業した。 再開後まもない状態であり、今後の利用者促進のためPR活動等を実施している状態であることから、継続的にPR活動・イベントの誘致などにより、更なる利用者数増加を目指す必要がある。	令和2年度は利用者層の拡大のため、①地元、②シニア層、③子育て世代などを新たなターゲットとした利活用イベントを実施しているところであり、参加者から好評をいただいていることから、これまで以上にJヴィレッジが県民にとって身近な施設になってきている。 また、旅行代理店等との連携強化を図ることで、県内外から多数の教育旅行を誘致することができた。 一方、新型コロナウイルスの影響により、予定されていた多くのイベントが中止を余儀なくされた。令和3年度以降、継続してイベント実施いただけるよう、効果的なPR活動に努めていきたい。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
6	29	10-4-2 地域創生総合支援事業	企画調整部	地域振興課	意見	当該事業は、地方振興局を中心とする出先機関が、集落等や民間団体、市町村等とともに考え、住民が主役の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として事業を創設するものである。 支援対象となる事業の目的については「福島県地域創生総合支援事業」実施要領に記載されているが、実施する事業手法については特に記載がない。例えば、地域創生・市町村枠における「地域の復興として里山景観形成事業」では、沿道の立ち木伐採を里山整備事業として実施していたが、同様の作業は基礎自治体である市町村の財源で行うのが一般的であると思われる。このように、復興財源を使用するか否かの判断においては、誤解が生じないように慎重に行うべきものと考えられる。	地域創生・市町村枠を含むサポート事業については、福島県地域創生総合支援事業実施要領に基づき、地域課題や地域づくりの方向性について、各主体が認識を共有し、役割分担・連携の下、最も有効な事業手法を選択し、機動的かつ柔軟に実施していくことにより、地域づくりの推進に寄与することを目的として、集落等や民間団体、市町村等が実施する事業について、地方振興局を中心とする出先機関が管内の施策の総合性が保てるよう調整の上、決定しているところである。 なお、意見があった「地域の復興として里山景観形成事業」については、東日本大震災により若い担い手が流出している中において、里山景観の維持と地域資源を活用した観光振興・復興につなげることを目的とした「里山と星空の魅力パワーアップ事業」の一つとして実施したもので、復興財源を活用して事業を行うことは妥当と判断したものである。
7	47	3-2-3 ふるさとふくしま交流・相談支援事業	避難地域復興局	避難者支援課	意見	「福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業」に関しては、補助を受ける団体の選定も含めて、「福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会」(以下、運営委員会とする)が行うことになっている。当該運営委員会設置要綱によると運営委員会の構成員は、避難地域復興局次長(避難者支援担当)、避難地域復興課長、避難者支援課長、文化振興課長、社会福祉課長、こども・青少年政策課長の6名とされている。構成員を県の職員だけに限定した理由は、補助金の審査を例に取ると申請が120件以上あり審査に労力を要求され、申請(4月上旬)から決定(6月上旬)までのスケジュールがタイトなことから意思決定の早さを重視したためと思われる。しかしながら、県職員のみ視点では、いかに避難者・帰還者の状況を把握しているとは言え、行政の立場からだけでは限界もあるので、学識経験者、避難者・帰還者、避難者支援活動経験者などを構成員に含めることも検討する必要がある。仮に利害関係が生じる恐れがある場合には該当する議決や審査から外れることで公平性は担保できると思われる。	早期に避難者支援を実施する観点から、庁内の複数の課長級により、迅速かつ公平に審査を行っている。決定の迅速化を図る観点から、外部の方も含めた審査の実施は困難と考えているが、避難者の置かれた状況や、避難生活の長期化に伴う個別化・複雑化した課題等については、全国各地に設置している生活再建支援拠点での相談対応、復興支援員や本県駐在職員による戸別訪問等を通して把握に努めているところである。 今後とも、御意の趣旨を踏まえながら、こうした取組を丁寧に行うとともに、避難者が抱える課題の解決に資するよう、多様な視点の下で公平性を担保して審査することを心掛けてまいりたい。
8	50	3-2-5 ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業	避難地域復興局	避難者支援課 生活拠点課	意見	災害救助法による応急仮設住宅の供与(自主避難者は平成29年3月末まで)終了後に公営住宅等から退去しない者についても同様であるが、セーフティーネット契約終了後に退去しない者、セーフティーネット契約自体を締結せずに居住し続け、そのまま2年経過して退去しない者、これら不法行為状態にある者に対して、法的措置を執るのは当然のことである。他の避難者が被災者支援の制度に則った行動をとっているのに、制度を無視していつまでも無償で住居を利用し続けることは社会的に容認されない。但し、精神的、身体的、経済的に支援を必要とする人については、医療、介護、社会福祉など本件制度とは別の制度によって支援、救済されるべきであろう。 福島県は、災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了した後の対応として、国家公務員宿舎セーフティーネット使用貸付制度(2年間)、民間賃貸住宅等家賃補助事業(2年間)など、行政として避難者を尊重した政策を実施しているといえる。一方、特に自主避難者の家賃が無償又は支援対象となったことに関しては税金の使われ方が不公平だとの意見もある。避難者の家賃を無償にするという事は、税金で家賃を賄うという事である。原発事故の避難者で厳しい経済状態にあるからと言って家賃を無償にして、今後も福島県に負担させるのは、避難せずに復旧、復興に尽力している福島県民にとってみれば、自分たちの税金が福島県を避難、回避した人のために使われて不公平ではないかと納得を得られない県民もいるだろう。 福島県は国家公務員宿舎セーフティーネット未契約の5世帯に対して、明渡請求、損害賠償請求を行うのは、公平性の観点からは認められよう。セーフティーネット契約終了後、未退去の63世帯に対して契約通りの損害賠償を請求するのも妥当な措置と考えられる。 県は県民に対する施策の公平性の観点から無償使用、無断利用は許容されないとの立場を主張し続けるべきであると思う。	国家公務員宿舎セーフティーネット使用貸付は、避難指示区域外から避難した世帯に対する応急仮設住宅の供与終了後、住宅確保の見込みが立っていない世帯に対して、平成29、30年度の2年間の特例的な経過措置として実施した。 平成30年度から、戸別訪問、地元不動産事業者も参加した相談会の開催や避難先自治体の福祉部門等とも連携し、新たな住まいの確保に向けた支援を実施している。 また、経過措置終了後は、特別な事情のある世帯(既に住まいを確保しているが転居が平成31年4月以降となる世帯と生活保護受給世帯)に限り延長している。 平成31年4月以降、県との契約に基づかず入居している世帯のうち、平成29年度当初から県との契約をしていない4世帯(自主退去した1世帯を除く。)については、令和2年3月に宿舎の明渡しと損害金の支払いを求め提訴した。 他の世帯についても、引き続き話し合いによる解決を目指し、関係機関等と連携し住宅確保の支援を行っているが、話し合いに応じてもらえない場合などは、公平性の観点やこれまでの対応を踏まえ、法的対応について検討していく。
9	61	2-2-3~4 アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業	文化スポーツ局	生涯学習課	意見	(1) 類似施設との連携 県の類似の施設として、コミュタン福島(環境創造センター交流館)がある。コミュタン福島は、生活環境部所管で福島県の環境の回復及び創造を目的として、放射線の学習、原子力災害からの復興の取り組みなどを学ぶ展示施設である。類似している面があるがお互いの施設の特色を出せるように(特に原子力災害に関して)、コンテンツを工夫する必要がある。コミュタン福島は入場料が無料となっているが、東日本大震災・原子力災害伝承館(アーカイブ拠点施設)は有料化を想定している。よって共通券での割引制度を作ることはできないが、両施設を訪問した方に何らかのインセンティブを与えられるような制度を付加することも必要かと思われる。	伝承館における研究事業や展示事業、研修事業の充実を図るため、研究集会の開催、県内外からの来館促進、震災学習や研修活動等について環境創造センターとの連携を検討していく。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
10	61	2-2-3~4 アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業	文化スポーツ局	生涯学習課	意見	<p>(2) 施設受入キャパに関して 学校行事の関係から学校関係者の訪問は、希望日が集中してしまう傾向がある。来訪小学校が3~5と集中した場合、研修として利用する部屋と、昼食等を取るために利用する部屋、出発時間まで待機する部屋等が必要となる。当施設では研修室が2つしかないが、できれば5つぐらい必要だったと思われる。当施設は60名(30名×2クラス)が同時に待ち時間無しで見学できることを想定して施設設計されている。しかしながら1学年60名はかなり規模が小さい小学校である。想定する学校利用の規模が60名ということは、学校利用をプライマリーとは見なしていないということだと推測される。たとえ学校利用をプライマリーにしないとしても、団体利用者の想定が60名というのは少なすぎる。大型バス2台は対応できないということになってしまっている。</p> <p>この点は、もはや施設は増設できないので、団体利用者の待機スペース等をどのように確保するかの対応も必要と思われる。晴天の日は、隣接するアーカイブ広場を使ってもらうことも可能だが、雨天の場合は近隣の双葉町産業交流センターを借りる等で対応が可能かも知れない。開所は先のことではあるが、来所予約の受付方針や、団体利用者の受入限度数の設定など、団体利用者受入キャパが少なすぎるという施設の限界を如何に補うか、今から検討する必要があると思われる。</p>	伝承館においては、団体利用にあたり事前に来館予約申込としており、受け入れる団体利用者の人数や希望日時、交通手段等を把握して円滑な施設運営に努めている。
11	62	2-2-3~4 アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業	文化スポーツ局	生涯学習課	意見	<p>(3) 多言語対応に関して 展示に関する多言語対応のみならず、語り部育成に関しても多言語対応が可能か、語り実演に際して多言語対応のための機器(翻訳器)を装備するなど必要かと思われる。特に東京オリンピック・パラリンピックと開所が重なるために、開所当時から対応が必要とされよう。</p>	多言語対応については、類似施設の基本対応言語を参考に、日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語の5カ国語に対応している。施設及び展示室内は日本語、英語の表記、中国語及び韓国語は貸出用タブレットにおいて対応している。今後入館者層を見ながら対応言語の拡張含め検討していく。
12	65	2-3-3 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業	文化スポーツ局	文化振興課	意見	<p>(1) 民俗芸能公演事業 当該事業費は、県から「ふるさとの祭り実行委員会」に負担金として、支出されている。「ふるさとの祭り実行委員会」の事務局は、文化スポーツ局内にあり、予算編成、収支報告書の作成、通帳管理等の実質的運営を実施している。</p> <p>「ふるさとの祭り2018」にかかる重要な会場設営・運営及び広告宣伝業務委託については、平成30年10月11日、公募型プロポーザルの総合評価審査により最優秀提案者に決定する発議書(同変更契約書平成30年11月7日)があるが、同発議書上、決裁権者である委員長、副委員長の承認はない。ふるさとの祭り実行委員会事務局規程第5条により、支出については、事務局長の専決事項であるとのことであるが、事業の主たる契約については、同条第2項の特に重要であると認められる事項に該当すると認められ、実行委員会形式で事務局が実質的に事業運営する場合においても、適切な承認手続、報告手続を経る必要がある。また、同規程の第22条ただし書には、財務会計に関する事務局長が別に定めた事項について、無制限の運用・適用規定があるが、福島県財務規則及び諸規定に関する諸規定を逸脱する規定は認められるべきではない。</p> <p>実行委員会の通帳には、各年度(平成28年度 1,328千円、平成29年度 2,973千円、平成30年度 1,173千円)の繰越金があり、実質的に次年度の同事業の運営に使用されている。ふるさとの祭り実行委員会事務局規程第22条によれば、決算上の剰余金は、翌年度の収入に繰入れなければならない規定されているが、多額の繰越金を繰越すことは、資金管理上の問題とともに、単年度予算主義を原則とする公会計制度において、望ましい処理とは言えない。県負担金は、年度毎に精算し、返還処理するのが妥当な処理と思われる。</p>	主たる契約等、特に重要であると認められるものについては、発議書上で委員長の決裁を得るよう見直した。 また、県負担金は年度毎に精算し、剰余金が発生する場合は、返還処理を行っていくものとした。(令和元年度 3,825千円返還済)
13	65	2-3-3 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業	文化スポーツ局	文化振興課	意見	<p>(2) 民俗芸能復興サポート事業 民俗芸能復興サポート事業では、民俗芸能保護に関する助成制度や継承のための知識、成功事例、民俗芸能の継承に有用な情報を掲載した「民俗芸能継承の手引き」を県内すべての保護団体に送付している。この小冊子は民俗芸能保護のための基本的知識を網羅したもので、手引き、講話のテキストとしても非常に有用である。</p> <p>この小冊子には、助成金の種類や助成制度が紹介されているが、これらの制度を実際に利用した団体の活動等については、記載されていない。助成制度の利用状況や利用した民俗芸能団体の活動を実際に紹介することも有用であると思われる。</p> <p>また、現在、芸能披露場所の提供について、民俗芸能団体に対して地域の祭事や復興公営住宅等において披露の場を斡旋するという取組を行い、披露後の衣装クリーニング相当分の経費負担を実施している。民俗芸能復興サポート事業における研修会や意見交換会も重要な要素であるが、さらには、①練習場所に関する県施設の情報提供・積極的な貸出、②活動的な民俗芸能団体、後継者育成に積極的な団体には、資金的側面を含んだ独自の助成制度も検討する必要があると思われる。</p>	助成制度については、研修会等の機会をとらえて、各民俗芸能団体へ説明をしてきたところだが、今後は、制度の活用をより後押しするよう、制度の利用状況や事例について紹介することも検討していく。 また、研修会等への参加が困難な団体や複合的な支援が求められる団体には、個別訪問を実施し、団体の現状に則した補助金の情報提供や補助金申請手続きのサポートを通して活用促進を図り、団体の活動継続の支援に努めている。 また、練習場所の確保に窮している団体がある場合には、県施設を含む各種施設等の情報提供をしていく。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
14	66	5-1-2 チャレンジふくしま県民運動推進事業	文化スポーツ局	文化振興課	意見	<p>県政世論調査2019年11月19日更新情報によれば、チャレンジふくしま県民運動の認知状況については、「聞いたことがある」(45.8%)が4割台、「名前を聞いたことがない」(38.3%)が3割台、「知っている」(14.2%)が1割台、となっている。</p> <p>また、心身の健康づくりに対する実践状況については、「何かしたいが、ほとんど実践できていない」(47.2%)が最も多く、約5割。以下、「少しは実践できている」(32.2%)、「特に何かしたいとは思わない」(12.1%)、「実践できている」(6.5%)、となっている。</p> <p>前年度の調査結果、「名前も内容も知らない」(40.3%)からは、多少認知度が向上しているが、以前として、認知度が低いのが現状である。また、心身の健康づくりに対する実践状況については、「何かしたいが、ほとんど実践できていない」(43.6%)から、実践状況については、心身の健康づくりに対する実践の必要性は認識しているものの、実践されていないのが現状である。</p> <p>認知度アップのためには、「名前を聞いたことがない」年齢層のうち、特に15～19歳、学生・生徒、若い人達、特に女性への認知度アップ、イメージづくりが必要であり、SNSやインターネット等での広報活動が重要と思われる。また、文化振興課からの提案にもあつとおり、健康づくりの実践者をいかに増やしていくか、県民が健康づくりに実践したくなるような取組みをわかりやすく広報していくことが重要である。保健福祉部、広報課、文化振興課等、チャレンジふくしま県民運動に関連する関係部局との連携・情報交換を積極的に実践し、健康づくりの実践の場を数多く提供するための具体的な戦略・施策が必要と思われる。</p>	<p>令和2年度県政世論調査では、チャレンジふくしま県民運動の認知状況が、「知っている」が13.6%、「名前を聞いたことがある」が49.5%となり、両者の合計は前年から3.1ポイント向上している。</p> <p>また、心身の健康づくりの実践については、「実践できている」が19.9%、「少しは実践できている」が49.3%と、7割近くの県民が何かしらの健康づくりを実践できているという結果が得られた。</p> <p>令和2年度においては、コロナ禍のためイベント開催ができないことから、youtube、ホームページ、新聞、テレビCMなど複数の媒体を通じて、新しい生活様式下でもできる健康づくりを発信している。</p>
15	83	1-4-1 ふくしま地域公共交通強化支援事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>実証事業である「来て。乗って！あいつ二次交通強化支援事業」に関して、「奥会津ぶらり旅」には、1,993万円補助金を支出して、794人の乗降客、一人当たり補助金は2万5千円。「冬奥会津ぶらり旅」には999万円補助金を支出して、1,584人の乗降客、一人当たり補助金は6千3百円。「いなきた号」には、980万円を支出して、53人の乗降客、一人当たり補助金は18万5千円。実証事業といえども、ある程度の効果が見込められない実証事業への補助はもともと行われるべきではない。補助対象とする実証事業選定に当たって、どの程度の効果(集客数、乗降者数)が見込まれるかの、結果として単位当たり(一人当たりなど)いくらまでの補助金となる事業なら実証事業を行う意味があるか(例えば、一人当たり補助金が1万5千円以下になると見込まれる実証事業なら補助可能とか)、といった事前の判断基準の設定がない。実証事業に係る補助を効果的に行うには、単位当たり(一人当たりなど)補助金上限額や見込み入込数(集客数、乗降者数)を予め設定し、それが見込めない実証事業は、たとえ実証といえども補助対象としない、という補助金制度にすべきである。</p>	<p>本事業は、観光資源を活かした新しい広域周遊ルートの確立により交流人口の更なる拡大を図ることを目的とした実証事業であった。本事業の結果を踏まえ、引き続き、JR只見線等の利活用をはじめ、会津地域の振興に取り組んでまいりたい。</p>
16	97	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>(1) 県から機構に委託し、機構が外部へ再委託するという事業構造である。機構への委託に際し、機構の一般管理費は直接事業費用(再委託費用等)の10%と見込んでいた。当該事業のうち、バス実証運行の開始が9月から3月にずれ込んだこと、カーシェアリング実証運行の開始が9月から12月にずれ込んだこと等により事業は3月末までの予定を6月末まで延長した。これにより当該事業が次年度に一部繰越(4,067万円)となった。今年度実施された直接事業費用(委託料)(5,763万円)に10%を掛けた金額は、576万円(税込)であるが、当年度分の委託料概算払請求として、一般管理費は880万円として委託料概算払請求6,643万円が行われた。約300万円(880万円-576万円)多い。この点については、今年度と翌年度の通期では、一般管理費が直接事業費の10%となるように、翌年度の一般管理費は93万円を見込んでいたとのことである。しかし、93万円では翌年度の直接事業費(3,974万円)の2%にすぎない。</p> <p>このような外観からは、機構側の都合により一般管理費を約300万円前倒して支払う委託料概算払請求書を認めたと判断されても仕方がない。県と出捐関係がない外部業者であれば、一般管理費は直接事業費の10%(576万円)しか認めず、概算払額は6,339万円であったと思われる。機構が県の出捐法人であるからといって、外部業者とは異なるような取扱があつてはならない。</p>	<p>令和2年度については、前年度からの繰越事業はない。また、令和2年10月30日時点で今年度一度概算払いを行っているが、一般管理費は概算払い額に対して8%程度としており、適正な支払い額としている。</p>
17	97	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>(2) 「周辺環境整備交通ネットワーク形成事業」について、事業の内容を説明する書類(契約書に添付された積算資料、概算払い請求書に添付された積算資料など)には、分科会開催等として記載され、分科会等開催で約1,384万円掛かるかのように説明されている。しかし、実際は委託先である機構の担当者に掛かる人件費であった。実証事業の事前調査・関係者調整・実施・結果分析に係る用務を行う者の人件費である。人件費相当額を1つの事業として区分したものである。それを分科会開催等を内容とする事業費として説明するのは適切ではない。機構に委託した事業に機構側の人件費を計上することを伏せたいがためにそのような表現で予算を計上したのだろうかと思われる。分科会2回開催するのに約1,384万円掛かるとの説明も説明になっているとは思えないが、人件費を見込んでいたのであれば、人件費として説明、表示するのが当然であろう。</p>	<p>令和2年度の委託料の積算では、分科会にかかる経費と人件費は区分して明示している。</p>
18	98	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>(3) 「イノベ拠点間等公共交通確保実証事業」は、再委託費用だけで691万円掛かっているが、15日間の利用者延べ数は63名である。仮に全員往復したとすると、実質31人であり、1日当たり2人しか利用していない。金額的にも往復して一人当たり22万円掛かっている。イノベ関係の研究者しか需要がないことは明らかであり、既存の公共交通(高速バス、広域幹線バス)以外に新規に中通りと浜通りを結ぶルートを設定すること自体、経済性を考慮しない計画だと思われる。需要調査するまでもないと思われる。</p>	<p>令和2年度は当該実証事業は行っていない。</p>
19	98	2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>(4) 「福島イノベ交通ネットワーク実証事業」では、カーシェアリング「はまナビ」の実証を行ったが、再委託料だけで2,715万円掛かったものの、利用回数は57回であった。利用1回当たり47万円である。イノベ関連の研究者の来訪も限られる上、帰還した住民もまだまだ少ないので、実証事業を行うには時期尚早なのは明らかであろう。そもそも当該実証事業を行う以前に、どれぐらいのカーシェアリング利用者があると予測し、いくらぐらい実証事業にコストを掛ける価値があるか、大まかな制度設計ができなかったのか、疑問に思う。無駄な公金の支出だったとの評価がなされても仕方がないのではないか。</p>	<p>令和2年度は当該実証事業は行っていない。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
20	118	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(1) 公募型企画プロポーザルにおける「選定されなかった理由」の回答について 「コミュタン福島情報発信業務(県外)」については、公募型企画プロポーザル方式によって委託業者(単独随意契約予定者)が決定された。当該、公募型企画プロポーザル実施要綱15(4)イの規定では、選定されなかった者は「請求者の総得点並びに最優秀者名及びその総得点」を「選定されなかった理由」として請求することができることとされている。本件においても選定されなかった者から、「選定されなかった理由の説明請求書」が提出され、福島県環境創造センター所長は、実施要綱どおり、次のよう式で回答した。 ア 請求者の総得点 ○○点/○○○点 イ 最優秀者名及び総得点 ○○株式会社 ○○点/○○○点 しかしながら、この回答では、請求者が本来求めている回答からはほど遠いものになっているのではないかと。当該実施要綱では審査基準が明示されており、6つの審査項目について12の評価基準で採点されるようになっている。「選定されなかった理由」についての回答は、総得点だけでなく、この6つの審査項目若しくは12の評価基準についての点数の回答を得られなければ、請求者はどこが劣っていたのか、どの程度劣っていたのか、判断することができない。請求者が「選定されなかった理由」を求めるのは、自己の弱点を知り、より良い企画を提案しようとする意欲の表れに他ならない。理由を回答する側にとっても、さらに優れた企画を提示される可能性を増大させる機会でもある。よって、現在の実施要綱での回答の内容では、両者にとって有益な機会をみすみす逃していると言えるので、回答の内容は改善すべきである。	選定されなかった理由の回答内容については、県としての取扱を他部局等の事例も確認の上、対応していく。
21	119	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(2) 冊子の作成、配布について 「コミュタン福島情報発信業務(県外)仕様書」では、コミュタン福島体験レポート冊子(16ページ)を6千部作成することとしている。これを福島県内および栃木県、茨城県及び新潟県の道の駅を中心に105カ所に配布している(15冊×105カ所=1,575冊)。県内外の方にコミュタン福島の役割である「福島の状況を理解していただく」冊子を作成することは適切であるが、道の駅に配布・郵送しただけでは、何人の人の手に渡ったのか、本来の目的に効果的であったか、判断できない。配布数か月後に、配布先に冊子の利用状況アンケートを実施するか、配布先の何カ所かをサンプル抽出して実際に訪問して、冊子の利用状況を調査したり、道の駅利用者からアンケートを取ったりするなど、冊子利用状況のフォローアップ調査が必要である。当該、検証作業を本件委託業務に含めるか、別途、業務委託契約として予算取りして実施するか、いずれかが必要である。現状では、冊子を作成して配布したら終わりとなってしまっている。事業の効果の測定を必ず付加若しくは実施するようにすべきであり、冊子を作って終わり、配布して終わりという現状は適切ではない。	広報物を配布する際には、配布先への訪問等により残部を確認するなどし、手に取る方が多い場所に重点的に配布するなど、広報効果のフォローアップを行う。
22	119	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(3) 交流棟「コミュタン福島」への来訪者数について 交流棟の管理運営費として年間約3億円掛かっている。さらに、交流棟の建設費は約37億円であり、減価償却費としては年間7千4百万円となる。総費用としては、約3億7千4百万円ということになる。年間約3億7千4百万円掛かる施設が有効に活用されているかどうかは、何らかの指標で判断する必要がある。現在、「環境活動を行うために来訪した県内小学校の割合」を持って当該事業の目標達成に関する指標としているとのことである。指標のうちの1つとしては適切なものだが、来訪した小学校の数だけをもって事業の達成度を判断することは、評価を矮小化させてしまうのではないだろうか。特定の対象にターゲットを絞ることも必要だが、あくまで県内外の多くの人に広く知って貰うことが基本であり、あらゆる階層の来訪者を増やすことが、施設が有効活用されているか否かを判断する指標となるものと思われる。来訪者数を持って第一の指標とし、来訪者アンケート(利用者の声)等の評価も補助指数とするなど、来訪者数を基本に評価基準を設定してその増加を図るべきと思われる。 総費用、約3億7千4百万円を来訪者数92,348人(平成30年度)で割ると、一人当たり4千5十円である。公の施設利用者のコストが一人当たり3千円を越えるのは問題があると思う。通常は1千円以下であると思われる。当施設の場合、15万人で一人当たり2千5百円となる。12万人から15万人の来訪者が当面の目標の1つとなると思われる。	県の環境基本計画での指標は来館小学校割合のみだが、環境教育等行動計画では来館小学校割合及び来館者数(年間来館者数8万人)を指標としている。 各計画の改定時に、指標項目を検討するとともに、アンケート結果を評価の補助指標として設定することをも検討する。 なお、来館者数の目標については、新型コロナウイルス感染防止という新たな観点も踏まえ、類似施設の例などを参考にしながら検討する。
23	120	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(4) 有料貸出対象のホール、多目的会議室、会議室(1F)の利用状況について 内部利用等も含めた平成30年度における稼働率は、ホール15%、多目的会議室67%、会議室28%である。ホールの稼働率は以前から15%で利用が低迷したままである。会議室も55%から28%へ利用が低迷して来ている。交流館の建設費用は約37億円で、減価償却費としては年間7千4百万円である。交流館における展示室、シアター等の面積を除いて半分としても、ホール、多目的会議室、会議室、学習室A及びB、セミナー室A及びB等の貸スペース部分の面積は年間3千7百万円の減価償却費となる。15%や27%の稼働率では、3千7百万円の貸スペースが有効活用されているとは言えないのではないかと。 なお、平成30年度の有料貸出について使用料の徴収額は約35万円であり、減免額を加えても100万円足らずにすぎない。 貸出施設の利用率を高めるために、立地する三春町を初め、近隣の市町村、商工会議所等へ定期的にPRすることも必要である。	有料貸出施設の利用について、研修、講演会、ワークショップ等の会議以外の様々な目的での利用について、近隣市町村や県内外の教育委員会、旅行会社等へ積極的に呼びかけ、利用促進を図る。
24	121	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(5) 学習室A及びB、セミナー室A及びBの利用状況について 学習室A及びB、セミナー室A及びBは、有料貸出の対象ではないが、利用されなければ意味がない施設である。利用状況について報告する対象になっていないために、利用実績が一覧してわかる資料はない。利用申込手続、利用実績報告をルール化して、利用状況を把握し、利用率を高める努力も必要である。	内部利用の申し込み手続をルール化し、全ての部屋の利用状況を把握することとした。 その上で、利用状況を分析し、より有効な利用を図る。
25	121	4-4-4 環境創造センター(交流棟)管理運営事業	生活環境部	環境共生課	意見	(6) 貸出施設の内部利用申請について 貸出対象の3施設(ホール、多目的会議室、会議室)について、環境創造センターが内部利用する際に使用申込書等の規定がないために、事後的に内部者の利用状況を確認するのが困難な場合がある(外部者は条例で定めた申請書や来館予約申込書により利用状況が確認できる、県の部局が利用する際には事務連絡によって利用が確認出来る)。センター内部利用について簡素な形式であっても使用申込書等を定めて、いつ、だれが、何の目的で、使用するのか(使用したのか)を明らかにしておくべきである。	内部利用の申し込み手続をルール化し、全ての部屋の利用状況を把握することとした。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
26	139	11-2-3 JR只見線復旧事業	生活環境部	生活交通課	意見	<p>会津若松駅発の只見線は、朝2本、昼1本、夕方から夜4本、計7本(うち、1本は会津坂下までなので実質6本)というダイヤであり生活路線(通学や病院へ通うために利用)である。朝は6時と7時半の2本しかないために、会津若松市に宿泊した旅行者が奥会津(只見)方面へ向かう場合には、宿で朝食を取ってから駅に向かうというスケジュールでは電車に乗れないだろう。旅行者にとって宿を出る時間帯である8時以降の列車ダイヤは昼1時まで全くない。このことは只見線がもっぱら生活路線であり、観光路線等にはなり得ないことを物語っている。特に会津若松駅～会津坂下駅間は学生の乗降客が多いが、会津坂下駅以降の下りは生活路線としても厳しい状況である。特に不通区間となっている、会津川口駅～只見駅間の1日当たり利用者数は平成22年度ベースで49人。同年度ベースの利用者数ではJR線最下位(岩泉線が平成26年で廃線となったため)である。只見線全線では1日当たり370人で、下から8番目の路線ではある。この49人と370人の違いは、会津若松駅～会津坂下駅間の利用者数が圧倒的に多くて、この区間が只見線全線を何とか維持させていることを示している。</p> <p>生活路線としての只見線の本質を捉えると、会津川口駅～只見駅間を県・会津17市町村負担54億円掛けて鉄路で復旧させる必要はなかったのではないかと。同区間はバス代行輸送により生活路線としての機能は維持できている。54億円は別の事業で有効活用できたのではないかと。JR東日本がバス転換案で提示した地域振興策のように、古民家を活用した宿泊施設やサテライトオフィスを整備することも可能であろう。若しくは、医師、看護師招致(只見町朝日診療所などの国保診療所や県立宮下病院等)のための費用や、過疎地域でも都会と同じレベルの教育が受けられる受講費用、学習環境整備費用(自習室、図書室整備)など、医療、教育、福祉の分野での活用もできたのではないかと。</p> <p>不通区間の復旧は疑問視するが、不通区間以外の只見線の観光資源、観光振興を否定するものではない。只見線沿線の観光資源はもっと広く知られるべきであり、観光振興も強化されるべきであると思う。しかし、会津川口駅～只見駅間を約81億円(県・市町村負担54億円)掛けて復旧しても、年間運営費(平成21年ベースで)2.8億円(県・市町村負担2.1億円)掛かり、老朽化により経費はさらに増える予想される。更に今後の災害復旧時には全額負担することになる。</p> <p>同区間が復旧したために、特に経済的効果が見込まれるものでもない。たとえ、企画列車を運行し、年間3,600人が新規に会津若松駅～只見駅間を往復したとしても、1,216万円(往復運賃@3,380円×3,600人)の収入増にしかならない。運行経費や当該企画のためのプロモーション費用(1千万円単位で予算化される事業)を考えると、実質赤字になるか、あまり経費補填には繋がらない結果になるだろう。会津川口駅～只見駅間の年間運営費の抜本的軽減策にはならない(なお、運賃収入はJRの収入である。)</p> <p>只見線全線復旧という精神的価値に54億円を費やし、年間2.1億円の運営費を毎年負担するよりは、会津川口駅～只見駅間はバス代行輸送にした方が、現実的対応だったと思う。会津川口駅～只見駅間の鉄路復旧、只見線の全線開通それ自体が、特に経済的価値を生む訳ではなく、過疎、人口減少に対する地域振興策でもない。それを望むのであれば、不通になる以前に達成できていたはずである。只見線が1本に繋がってこそ意味があり、機能を発揮すると考えるのは共同幻想にすぎない。約54億円は別の事業で有効活用できたのではないかと。</p>	<p>只見線については、沿線地域はもとより、会津地域の活性化を図る上で、極めて重要な役割を担っており、全線再開を契機として、多くの方々に利活用される新たな只見線を創り上げていくことが重要である。</p> <p>そのため、平成29年度に只見線利活用計画を策定したほか、令和元年度には沿線自治体や商工団体、観光団体など36の団体が構成する只見線利活用推進協議会を立ち上げ、地域が一丸となって只見線の利活用に取り組んでいる。</p> <p>引き続き、地元自治体や関係団体、只見線に思いを寄せる多くの方々等と共に、地域資源を活用し、新たな魅力を創出するなど、全線再開とその先を見据え、只見線の利活用、さらには会津地域の振興に全力で取り組んでまいりたい。</p>
27	146	5-2-14 ふくしま医療人材確保事業	保健福祉部	医療人材対策室	意見	<p>(1) 申請要件及び事後評価について</p> <p>ア 「医療人材確保緊急支援事業」は、震災により経営が悪化した病院への緊急支援的な要素が大きい。申請の要件の中に「平成23年2月以前の1年間と、申請年度の前年度分の損益計算書、貸借対照表を比較して、医療利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況と認められること」とあるが、交付先の病院の財務諸表を閲覧した結果、役員報酬が増加している病院もあった。各病院ごとに様々な事情はあると思うが、補助金を受け取りながら役員報酬を増加させるのであれば合理的な理由が必要である。また、役員報酬だけでなく多額の設備投資等を行えば減価償却費が増加し財務諸表は悪くなる。このように収支の悪化や資産残高の減少の原因には様々な要因があるため、単純な収支及び残高の比較だけではなく、例えば経営改善計画の提出を求め、主要な経費増減についてはある程度理由の説明を求めべきではないだろうか。その前提として申請要件に「経営改善努力はしているものの」等の文言を追加することも必要かと思われる。</p> <p>イ 「浜通り医療提供体制強化事業」について、当該事業については申請要件に経営指標は入っておらず、医療従事者数の減少のみとなっている。確かに、浜通り特に相双地区では未だ帰還困難区域が多く通常の病院経営は困難かと思われるが、事後的にでも決算書を入手して本当に補助が必要な財務体質なのか否か検討することも必要ではないだろうか。また、医療従事者の定着率の悪い病院については経営改善計画等を入手して指導も実施するべきではないかと。</p>	<p>ア 病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況であるかを総合的に判断しながら、補助していく。</p> <p>イ 浜通りの医療従事者の不足は喫緊の課題であり、多くの病院が県外からの医療従事者の支援により成り立っているため、今後の第2期復興・創生期間中の病院の経営状況を踏まえながら、指導等を実施することを検討していく。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
28	146	5-2-14 ふくしま医療人材確保事業	保健福祉部	医療人材対策室	意見	<p>(2) 類似事業についての統合及び整理 ふくしま医療人材確保事業は10の事業に細分化されているが、実態はほとんどが医療従事者の人件費の補助事業であり、要件が少しずつ異なっているだけで目的等はほぼ同じ事業もある。これにより、同じ病院が補助金の名前を変えて複数事業から補助を受けている状況も散見される。 10事業のうち「医療人材確保緊急支援事業」「被災地域医療寄附講座支援事業」「過疎地域等医師研修事業」「地域医療等支援教員増員事業」「浜通り医療提供体制強化事業」の5事業は、浜通りや相双地区などのいわゆる被災地域への医師の人件費の補助事業であり、統合・整理の余地は大きい。また、震災から8年が経過しており、相双地区を除いて震災の影響による人口の増減は落ち着いてきている。今後は少子化による人口減少が顕著になることから、いつまで当該補助金を交付するかも検討すべき時期であろう。 「被災地域医療支援事業」は国立病院機構災害医療センターが行う全国からの医療支援のマッチング及び災害医療教育訓練等への補助である。災害医療教育訓練については国として共通の事業があり、また、医療支援のマッチング事業は他事業で実施しているため、当該事業は他事業と整理・統合する余地が大きい。「県外医師招へい事業」「臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業」「寄附講座設置支援事業」については県外からの医師の招へいを目的としており統合整理の余地がある。 また、「県外医師招へい事業」「寄附講座設置支援事業」については主体が県立医大か市町村の違いがあるものの実態は同じで、医療従事者の人件費補助事業でありこれらも統合の余地はある。</p>	第2期復興・創生期間中において各事業を展開しながら、補助金の必要性や類似事業の統合等も検討していく。
29	150	5-2-16 保健医療従事者養成施設整備事業	保健福祉部	医療人材対策室	意見	<p>・委託契約について 保健医療従事者養成施設整備工事(伝達管理)(ネットワーク・セキュリティ設計)について、受託者である株式会社教育施設研究所は過年度に公募型プロポーザル方式により基本設計・実施設計業務を入札している。伝達監理業務及びネットワーク・セキュリティ設計業務は、基本設計・実施設計業務に付随した業務であり、その性質上基本設計・実施設計業務を受託した事業者が受託することが効率的である。この場合、可能な限り基本設計・実施設計業務入札時に、付随する伝達監理業務及びネットワーク・セキュリティ設計業務を含めて複数年の契約とすることも考慮するべきではないだろうか。 付随業務の契約に際しては、基本業務を獲得した業者に1社随意契約で見積を取らざるを得ない。業者は1社随意契約故に割高な価格を提示し、基本業務契約時に得られなかった利益を付随業務の1社随意契約で獲得しようとする場合がある。 複数年の契約とすることにより、基本契約での廉価入札を利用した不当な利益獲得の手法を防止することが可能となる。</p>	今後は、業務の効率性や適正価格に考慮し、複数年の契約について検討していく。
30	159	6-1-8 チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	こども未来局	こども・青少年政策課	意見	<p>・屋内遊び場確保事業について 福島県は原発事故により放射能物質に汚染され、未だに避難区域が存在しており、当該事業は本県の子育て世代にとって有益な事業であると言える。当期に16市町村23施設に遊具や運営費を対象に合計210,040千円の補助金を交付している。その中で遊具を整備・拡充した5市町村5施設へ、52,898千円を補助している。施設の設置、整備については、市町村が独自に判断して福島再生加速化交付金の交付を得て実施しているものであり、県はその施設で使用する遊具等を国の復興財源(被災者支援総合交付金)をもって補助対象とするものである。しかし、近年の少子化により子供の数は減少しており、現状では子どもの人口増加は見込めず、場所によっては近い将来使用されなくなる遊具等も出て来る可能性がある。また、継続事業についても、13市町村18施設へ運営費補助157,142千円を交付しているが、いつまでも運営費補助を継続できるかは限らないと思われる。今後は、各施設の利用状況や子どもの帰還の動向等を見据えた検討が必要になってくるのではないだろうか。</p>	震災・原発事故後、人口減少と少子化が進む本県においては、子育て世代の県内への定着等の観点から、魅力的な子育て環境づくりが必要不可欠である。屋内遊び場については、利用者も多く需要も大きいことから、各施設の運営費補助の在り方について、市町村と合意を図りながら検討していく。
31	166	8-1-9 中小企業等グループ施設復旧整備補助事業	商工労働部	経営金融課	意見	<p>当該補助事業は東日本大震災後まもなく開始され、多数の中小企業等に対して補助を行ってきた。震災直後の混乱期でもあり、補助金の交付要件を正しく理解していない者もあったため、補助金交付後に現地調査を行い、特に設備関係において設置・稼働状況を確認している。 調査件数は、平成28年度329件、平成29年度1,392件、平成30年798件であった。調査の結果、補助金により購入した設備等を処分(廃棄、譲渡など)したにも関わらず適時に県に報告されていない案件が散見された。この中には補助金の返還が必要となったものもある。報告がなされなかった理由としては、混乱期において正しく補助金制度を理解していないことが最も多かった。 今後、同じような補助事業が想定されるが、今回の事態を踏まえて、補助金交付の際に補助要件について周知徹底していただく必要があると考える。</p>	補助事業の確定検査を実施していなかった事業者を対象に行った現地調査については平成31年度にすべて完了した。この調査に伴い財産処分が必要な事業者は適宜処分承認手続きを行っている。 なお、平成29年度以降の交付決定分及び東日本豪雨に係るグループ補助金については、確定検査時にすべての事業者へ財産処分の制度の周知を図っている。
32	169	8-2-2 ふくしま産業復興企業立地補助金、福島原子力災害等復興基金(立地勘定)積立	商工労働部	企業立地課	意見	<p>福島産業復興企業立地補助金は、東日本大震災及び原子力発電所事故により、広域的に被害を受けた福島県の復興再生を目的として、県内外の企業に対して補助を行うものである。 平成30年度は、補助金の不正受給にかかる補助金の返還があった。この案件では、補助対象設備の設置があったため従来の完了検査の方法では稼働証明の偽造などを発見することが困難であった。 県の対応としては、①現況調査・現地確認調査において関係書類及び導入設備の稼働状況等の確認を徹底する、②改めて留意事項説明書の見直しを行い、③不正に対して厳格な対応を行うことを周知徹底する、これに加えて④現況調査及び現地確認、納入業者の仕入状況調査について、専門的知識を有する外部の者に調査や検査を委託するなど体制の強化を図ることとした。 震災直後の混乱期で県職員のマンパワーが不足していた時期でもあり、不正受給を事前に発見することは困難な状況にあったと思われる。</p>	引き続き、現地調査等において書類や現物の確認を徹底するほか、専門的知識を有する外部団体に調査や検査を委託するなどし、補助事業の適性執行に努めてまいる。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
33	174	9-2-1 医療機器開発促進強化事業	商工労働部	医療関連産業集積推進室	意見	<p>本件事業のKPI(評価指標)を、「医療用機械器具の部品等生産金額」としている。5年から10年の中長期的なKPIには妥当な指標と考えるが、1年後、2年後のKPIとしては本件事業が生産金額に直結するものではないので、余り有用なものとは思えない。</p> <p>1年目の重点領域は、カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関連する製品の開発・事業化モデルである。当該モデルを活用、利用した中小企業が開発・事業化への道を開けるように行うのであるから、いかに具体的、有効な事例が集められ、累計化され、分析されて、文書やデータとしてまとめられているかが評価の基準となると思われる。</p> <p>カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関する製品の開発・事業化では、どのようなポイントが重要か、ボトルネックに陥りやすい点はどこか、関連して注意を要するのはどのような事項が挙げられるか、などケーススタディ(事例研究)を利用する中小企業にとって有益なものでなければならない。</p> <p>収集された事例集が、単なる実績報告書ではなく、カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関連する製品の薬事申請にこれから取り組む、取り組んでいる者にとって、有益な事例集であるかどうかは、ケーススタディ(事例研究)そのものを、医療機器規制の専門家(大学教授など)や事業化の専門家に評価してもらう他にない。評価してもらうための専門家報酬も当然発生する。複数(3名以上)の専門家によって事例集を評価してもらうことにより、専門家それぞれが異なった評価結果になろうとも、専門家から見た事例集の有益さを示すものなので、専門家の評価結果をKPIとするのが適切だと思われる。</p> <p>また、本件事業によって収集された事例が、単なる利用者からのモデル事業完了報告書や実績報告書で終わることなく、研究者によって内容を分析、分類、評価、研究が行われ、ケーススタディ(事例研究)としてコンテンツが資産化され、逐次ブラッシュアップされるシステムを構築することこそが最も重要だと思われる。</p> <p>なお、本件は国の地方創生推進交付金の交付要綱による交付金申請とするために、KPIが経済数値や金額に限定されたものである。本来の事業内容が交付要綱で求める短期成果に合致しないためにKPIの認識にズレが生じたものである。プライマリーKPIとしては交付金申請上致し方ないとしても、セカンダリーKPIとして把握するなど現実的対応だったと思われる。</p>	<p>当事業で実施した安全性評価試験については、ふくしま医療機器開発支援センターにおいて試験内容を分析・蓄積するとともに、当事業のセミナーで開発・事業化モデルを活用した企業に製品開発のポイントを講演してもらうなど事業成果の波及に努めているところである。</p> <p>また、KPIについては、今後当事業に参画している事業化・薬事戦略専門家等を活用し、事業の効果などの評価を行い、事業と直結する指標の設定を検討する。</p>
34	183	4-1-7 ため池等放射性物質対策事業	農林水産部	農地管理課	意見	<p>(1) 監査対象としたため池工事1件は、平成30年4月16日に代金約1億3,900万円です工事請負契約を締結したところ、平成30年12月20日に代金を約500万円減額、平成31年3月22日に代金を約3,100万円増額する契約変更を行っている。4月の当初契約では、工事完成は平成30年12月28日の予定であったが、実際に完成したのは平成31年3月27日であった。</p> <p>請負金額が増額した理由を確認したところ、「想定よりも深く放射性物質が堆積していることが確認された範囲については浚渫除去厚が増となり、(中略)除去土壌の発生袋数が増えたこと」及び「当初の契約は、将来的なため池の維持管理を考慮し仮設進入路を残置する計画としていたが、地域住民より撤去するよう要望があったことから、地区外への残土運搬費用が増えたこと」等であった。この理由は特段不合理なものではないので、本報告書において「指摘事項」とはしない。ただし、結果として、当初の計画(仮設進入路を残置する計画)が地域住民に受け入れられるものではなかったことから、ため池管理者と地域住民の意思をどう調整して工事を計画していくかという課題が見えたといえる。</p>	<p>事業の実施においては、これまで地元説明会等により工事計画の理解を得て着手してきたところである。今後、より丁寧な説明と地元調整を重ね、事業を実施していく。</p>
35	184	4-1-7 ため池等放射性物質対策事業	農林水産部	農地管理課	意見	<p>(2) 一般論として公共事業の工期が伸びることは、①地域住民からのクレーム、②冬期施工補正(積雪や低温の影響で工事の進捗が遅くなることを考慮した補正)による工事金額増加の発生、③入札の公平性への疑義につながる可能性がある。③入札の公平性への疑義が生じるとは、安い札を入れて受注した上で、後から追加工事費用が発生すると、当初から慎重な見積もりをして入札した企業が落札できず、公平ではないという意味である。</p> <p>本件においても、平成30年12月28日に完成する工事が、翌3月末まで伸びるとともに、照査のための起工測量の結果生じた発生土量の増と併せて当初請負金額が約1億3,900万円であったところ、約2,600万円増加(増加率は18%程度)した。</p> <p>当初から地域住民を含めた調整を行い、工事計画を策定するとともに、追加工事の理由を慎重に確認し、追加費用の発生を抑制するため注意すべきである。</p>	<p>地域住民との調整を十分に図った上で工事を発注するとともに、変更に当たっては、引き続き、その内容を慎重に精査した上で工事を進めていく。</p>
36	189	7-2-15 農業次世代人材投資事業	農林水産部	農業担い手課	意見	<p>就農者の管理監督について、市町村では、就農者から就農状況報告を書面で提出させるとともに、農林事務所やJA等の関係団体と連携したサポートチームにより、就農状況報告の内容に基づき現地確認やヒアリングを実施するとともに、経営相談や営農指導を行っていることから、管理監督の効果は認められる。</p> <p>ただし、就農者の中には、当初の計画どおりにはいかず、困難に直面している者もいるとのことである。このような場合、就農者が作成した「就農計画等」が実現可能なものではないとのことと補助金交付要件が満たされなくなってしまい、次年度以降の補助金が打ち切られることにもなりかねない(福島県農業次世代人材投資事業実施要領)。</p> <p>市町村は、経営が困難な就農者に対して、本事業の補助金を交付するか打ち切るかどうか、難しい判断を迫られることになる。補助金は公金であるから安易な支出は避けなければならないが、一方で、福島県で就農し農業を盛り立てようとする人材を無碍にすることもできない。また、公平性の観点からは市町村の担当者の別によって判断が異なることがあってもよくない。</p> <p>就農者の意欲や過去の計画実績の比較、将来の見通しを慎重に調査するとともに、判断要素を点数化して依るべき判断基準をあてはめる等のマニュアル化も考えるべきである。</p>	<p>交付者となる市町村によって対応が異なることのないよう、令和2年7月に判断基準に係るチェックシートを作成し、各市町村、農林事務所、関係団体等に送付し、活用を促した。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
37	191	7-2-30 多面的機能支払事業	農林水産部	農村振興課	意見	<p>活動組織は福島県全体で1,400程度あり、それぞれの活動の詳細は個々別々の面がある。最小規模であれば数名の農家による組織、最大規模だと西会津町や柳津町で一町村一活動組織を形成している。</p> <p>各活動組織の管理監督については、県本庁職員、農林事務所職員、市町村職員、福島県多面的機能支払推進協議会職員が協力して「中間指導」及び「実績確認」を実施している。</p> <p>なお、福島県多面的機能支払推進協議会(以下、「協議会」という。)とは、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金に関することを事業として行う多面的機能発揮促進団体をいう(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条)。主に、県内の活動組織を対象に指導・助言業務を行い、福島県農林水産部農村振興課長や農林事務所農村整備部長、市町村担当課長等、福島県土地改良事業団体連合会の専務理事等が会員となっている。</p> <p>中間指導及び実績確認の開催日に活動組織の代表者等に集ってもらい活動実績の報告を受け、必要に応じ指導を行っている。中間指導及び実績確認により、毎年度、全活動組織1,400の約80%については指導監督ができています。</p> <p>中間指導及び実績確認の際に、協議会が作成した「チェックリスト」をもとに指導監督している。指導内容は組織体の特色によって多種多様なものになり得るが、最低限の指導監督すべき事項として「チェックリスト」を作成することはよいことである。</p> <p>しかし、その「チェックリスト」が必ずしもすべての市町村の案件で統一的に利用されておらず、市町村の一部では保管されていないところもあるとのことであった。このような事態では、県の管理監督能力に疑いが向けられる恐れがある。</p> <p>県の管理監督の一環としてチェックリストを作成するのであれば、チェックリストの作成、保管、改訂に県が責任を持たなければならない。また、作成・保管・改訂については県の管理監督の範囲外とすると、現状は、協議会の指導・助言に伴い作成されているチェックリストが非統一的に利用されているため、本来県が行うべき管理監督について、機能していないことが問題視される。前記に述べたように、県職員も協議会の会員となっているが、県の管理監督と、協議会の指導・助言が明確に整理されていないと捉えることができる。</p> <p>したがって、管理監督の実行性という面からは、県の管理監督と協議会の指導・助言は明確に業務分担するべきである。一案としては、県が、管理監督内容を将来にわたり確認、改善ができるように、チェックリストの作成・改訂権限は県が持ち、実際にチェックされたものを農林事務所で保管しておく等の検討を行うべきである。</p>	<p>チェックリストの統一的管理、活用を図るため、中間指導における運用を作成し、毎年度チェックリストを活用し中間指導を実施することや実施方法、業務分担を明確にした。</p> <p>その中で、中間指導は市町村が主体で実施し、県及び協議会は指導を補佐するものであることを明記した。</p> <p>また、中間指導の際は必ずチェックリストを活用し、これを市町村が保管することを定めた。</p>
38	194	7-2-31 遊休農地活用推進総合対策事業	農林水産部	農村振興課	意見	<p>再生困難農地活用推進事業について、県は、一般社団法人福島県農業会議に業務委託している。委託料は60万円弱と安価であるところ、福島県農業会議は県内各地で「研修会」や「検討会」を合計8回開催している。さらに郡山市で行った研修会では100名超の参加者があった。福島県農業会議の関係者の尽力に負うところが大きく、事業の効率性・効果性は高いと評価できる。事業の目的から農業者だけではなく、福祉関係者や教育関係者、NPO関係者等の社会一般の方々にも参加を求める等、事業の拡大・推進が望まれる。</p>	<p>コロナ禍で地元検討会の開催が遅れており未対応であるが、今後開催される地元検討会において、話合いの方向性及び進捗に沿って、NPO関係者等の参加を促していく。</p>
39	196	7-2-37 ため池等整備事業	農林水産部	農村基盤整備課	意見	<p>監査対象とした2件は、ともに「条件付一般競争入札」で工事業者と契約しているが、2件とも、応札したのは同一の1者のみであった。震災復興に伴う建設業界の人手不足の影響から応札する業者が少ないこと、入札参加条件の1つとして「地域要件」を付していることが主な理由と考えられる。入札において、どの程度の条件を付すかは、入札の公正性と競争性確保がある一方で地元企業の育成・技術継承の問題もあり、悩ましいと思われるが、一般競争入札を原則としている限り、1者独占という事態は避ける方向が望ましいと考える。</p>	<p>本県工事の条件付一般競争入札では、公正性・競争性と地元業者育成等を両立する観点から、入札参加可能業者が40者以上存在する範囲で地域要件を定めて入札を執行することとしている。</p>
40	200	7-3-3 広葉樹林再生事業	農林水産部	森林整備課	意見	<p>広葉樹林再生事業は、放射性物質の影響によりきのこ原木として利用できない広葉樹林を伐採し、その土壌や伐採木から発生する萌芽枝等の放射性物質濃度調査を行い、得られたデータを分析しながらきのこ原木林を再生させる実証事業である。本県の特産である多種多様なきのこ生産を絶やさないためにも重要な事業であると考えられる。</p> <p>県は、事業目的に従い、原木林の更新に必要な伐採や作業道の整備等へ支援を行っているが、伐採によって生じた木材の処分については本事業の中で管理は行っておらず、一定の場所に集められた後は、森林所有者が木材の形状等に応じて処分をしていると思われる。伐採した木材は、本来のきのこ原木として利用価値はないが、木材チップ等に利用すれば木材としての価値はある。下記資料の写真にあるように、一定量の木材を山土場に整理集積しており、これらの価値は木材の品質、大きさの相違及び市場までの運搬費用の多寡等のため、一概に価格を算定することは難しい。しかし、本件監査対象として資料を閲覧した2件では、それぞれ数百万円分の販売価格が木材から得られた。県がそれを管理していないのは、本事業の内容が「きのこ原木の伐採や作業道の整備等」であり、きのこ原木に比べ木材チップは安価であるため、伐採後に森林所有者が行う手入れ費用を考慮すると過剰な利益とはならない判断をしているからとのことである。</p> <p>しかしながら、県の事業によって伐採された木材が、県の管理を離れ利用されているため、その利用状況がどのようなものか要綱又は仕様書に取扱いを示す、若しくは契約書等の提出を求めるなど、必要に応じ管理をするべきである。</p>	<p>当該事業によって伐採された木材について、その利用状況に関する調査方法を定め、事業完了後にその調査結果を提出するよう事業主体に通知を行った。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
41	209	2-1-14 復興拠点へのアクセス道路整備事業	土木部	道路整備課	意見	<p>・原発格差率の公平な適用について 井手長塚線の用地買収に際し、原発格差率(原発事故等格差修正率)が0.7であるところ、先行する双葉町の用地買収が原発格差率を0.79で行っていたため、県の用地買収に際しても原発格差率を0.79で実行した。 当該区域は、特定復興再生拠点区域として双葉町が整備計画している区域であり、双葉町が県に先行して用地買収等を行い、双葉町は独自に原発格差率を0.79で実行していた。 県では、双葉町長塚町東の用地買収に際し、県は不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を徴収しており、原発格差率を0.7として鑑定評価している。 双葉町特定復興再生拠点区域は、双葉町が申請主体であるが復興庁、県、双葉町が一体となって推進するものであり、事情がわかっている県は事前に原発格差率を調整すべきではなかったのか。 当該事業は、福島復興再生特別措置法下の一連の事業であり、事業実施主体が、国、県、市町村に分かれていても、地域一帯が計画化されたものである。 不動産鑑定評価書における原発格差率0.7と実際に用地買収を行った原発格差率0.79が異なることはあり得るが、先行する双葉町の用地取得が割高に買収してしまうと、地域一帯の買収価格が高止まりしてしまう。 9%増しが不当な割高か否かは別としても、9%増しであることは事実であり、双葉町の買収価格に県の買収価格が引きずられている。 かかる事態は事前に予想されたものであることから、これを総合的に勘案するに、県は特定復興再生拠点区域や避難指示解除区域等において市町村が用地買収を行うに際し、原発格差率の公平な適用を遵守するよう、事前に助言すべきであったと思われる。</p>	県と市町村で同様の地域の買収をする際には、今後も市町村等関係機関と協議を行いながら進めていく。
42	250	11-2-7~8 常磐双葉IC、大熊IC整備の促進	土木部	高速道路室	意見	<p>高速道路のICの間隔は、通常10km以上とされている。都市部では10km未満の区間もあり、地方では10km以上の区間が多い。常磐道の南から北へIC間の距離は、広野IC-16.4km常磐富岡IC-4km大熊IC-5.3km双葉IC-5km浪江IC-18.4km南相馬ICとなっている。震災以前は、常磐富岡ICの北は浪江ICが予定されており、その間は14.3kmであった。震災後、大熊町、双葉町から国への申請により常磐富岡ICと浪江ICの間に、大熊IC、双葉ICが開設されることとなった。そのためにこの区間は4kmから5kmおきにICが設置されることになった。通常、ICの建設には30億円から60億円を要し、年間運営費は1.2億円と言われる。富岡、大熊、双葉、浪江はもとも人口も多い地域ではなく、避難した元の住民も将来的に半分が戻るとも言えない状況にある。更に高齢化が進むことは明らかであり、両IC合わせて総事業費80億円以上の資金が投入されることは、過剰な社会資本投資ではないかと思われる。県の交付金は事業費の半分以下とはいえ、小さな町毎にICが作られるのは過剰な社会資本投資と言えるのではないかと思われる。</p>	<p>国土交通省が令和元年9月に策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、日本の高速道路のIC間隔は平均約10kmであり、欧米諸国の平地部における無料の高速道路の2倍程度となっていることから、物流の効率化、地域活性化、利便性向上等を促進するため、平地部での平均間隔が5kmとなるようスマートICの整備を推進することとされている。 当該区間におけるICの間隔は、常磐富岡IC~大熊IC間が4km、大熊IC~常磐双葉IC間が5.3km、常磐双葉IC~浪江IC間が5kmとなっており、国の施策を踏まえ適切であると考えている。 また、過剰な社会資本投資であるとの点については、当県の原子力災害を踏まえて、①復興への支援、②緊急時における避難路の確保、③除染・中間貯蔵施設事業の加速、④福島第一原発事故に伴う廃炉作業の進展及び⑤消防・救急等に係る緊急車両による広域活動迅速性の確保など、大熊町、双葉町はもとより、当県においても、復興・再生に向け非常に大きな整備効果が期待されることから、適正な社会資本投資であると考えており、当県として、非常に重要なICであることから事業を行った。</p>
43	272	11-2-16 小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業	土木部	港湾課	意見	<p>「小名浜港マリーナ施設(いわきサンマリーナ)」(剣浜地区)の早期復旧について 小名浜港長期構想(平成28年12月改訂)を受けた小名浜港港湾計画(平成29年1月改訂)において、船舶の大型化に対応する国際物流ターミナル機能の確保及び強化を最重要方針とし、方針に従い具体的に取り組むべき課題として「東港地区における国際物流ターミナル機能の確保・強化」が第一義に取り上げられている。本件「小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業」はまさにその最重要事業であり、小名浜港の将来を左右する事業と言える。これに次ぐ重要な課題としては、「ふ頭利用再編等による物流用地や新産業用地等の確保」や「大剣地区におけるコンテナターミナル機能の強化」、「小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の整備促進・利活用」などであり、小名浜港港湾計画では3本の柱(物流拠点、交流拠点、防災拠点)に基づく5分野18の取組が取り上げられて逐次事業化されている。小名浜港港湾計画には「小名浜港マリーナの復旧・復興」も取組の1つとして取り上げられている。しかしながら事業化への進展が見えない小名浜港マリーナ施設の復旧・復興について言及したい。 いわきサンマリーナは、平成7年のふくしま国体ではヨット競技会場となった。平成22年に開催された福島ビルフィッシュトーナメント(クルーザーに乗りながらカジキを釣る)では全国からクルーザーが58艇参加し、200kmを超えるカジキも釣り上げられていた。周辺には「照島ウ渡来地」として国の天然記念物に指定された照島もある。冬を過ぎると一帯はマリリゾート風味に満ちたエリアとなる。 しかしいわきサンマリーナは東日本大震災により被災し閉鎖された。平成28年10月にやっと駐車場、緑地帯、トイレ、海上遊歩道、棧橋の一部が開放されたものの、マリーナ区域は立入禁止のままとなっている。 県の復興計画にも組み込まれている小名浜港復興会議(平成23年8月18日)の「小名浜港復旧・復興方針」において、「1港湾施設等の早期復旧」の「まちづくりと一体となった交流拠点機能の復旧」について、「(2)マリーナの復旧検討」として、「復旧方法、復旧時期等について利用者などからの意見を踏まえ検討していく」と方針を決定していた。 小名浜港長期構想(平成28年12月改訂)とそれに基づく小名浜港港湾計画(平成29年1月改訂)にも「小名浜港マリーナの復旧・復興」の取組が記載され、「小名浜港マリーナの早期復旧によるマリンスポーツなどの振興」が明記されている。 しかしながら、小名浜港港湾計画(平成29年1月改訂)以降も、何ら復旧のアクション(予算計上や事業化方針)がとられていない。 平成23年から既に9年を経過している。いわきサンマリーナは、賑わい・まちづくりと一体となった観光交流拠点機能として十分な価値がある。今まで復興創生予算に事業化されていなかったのは不作為ではなからうか。この「小名浜港マリーナ施設(いわきサンマリーナ)」を復興創生事業に位置付け、早期に復旧すべきだと思う。 令和2年度の当初予算にも当該事業が予算化されていないことから、復旧に向けた具体的な対応を求めたい。</p>	小名浜港マリーナの復旧については、平成28年度までにメイン棧橋等の一部施設の復旧は完了したが、国の制度上認められなかったその他の施設については復旧ができていないことから、現在、残りの施設の早期復旧に向け、運営方法なども含めた整備手法について検討しているところである。

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
44	276	1-1-24 ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業	教育庁	高校教育課	意見	<p>この事業(進路アドバイザー配置など)は、平成13年度から平成27年度までは、緊急雇用創出事業として実施され、平成28年度からは、被災者支援総合交付金を財源として実施されている。</p> <p>今年度の入札は、3社より参考見積もりを徴取し、一般競争入札の参加者1社の再入札により、選定されている。平成28年度、29年度の一般競争入札参加者数も1社であり、平成27年度より、いずれも同一の業者が受注している。</p> <p>また、この事業と類似の事業は、公立と私立の相違はあるものの、総務部の私学・法人課所管「緊急カウンセラー等派遣事業」でも実施されており、同じく同一の業者が落札している。両事業は、事業目的ともほぼ同一であるが、委託仕様書の業務内容の記載には相違がある。例えば、教育庁所管の事業には、事業所への訪問回数、面接指導の実施回数、進路指導の実施回数には、客観的な数値目標が設定されているが、私学・法人課の同事業には、これらが設定されていない。対象学校が公立・私立の相違があるとしても、同一の事業であれば、同一の委託内容・仕様書にするべきであり、また、同一の評価指標を持つべきである。各所管課同士の情報の共有化を図る必要がある。また、入札手続の効率性を考慮すれば、各課の予算配分に関わらず一回の一般競争入札手続によることも検討する余地がある。</p> <p>また、平成28年度、平成29年度のインターンシップ実施率は、全国平均83.7%、84.8%に対して、福島県は、83.3%、93.3%であり、インターンシップコーディネイトの事業成果が見られるが、事業目的をより客観的に評価するためには、インターンシップ受入企業への新規高卒就職者数の集計、福島県内への就職者数、Uターン就職者数等、目標とすべき客観的評価指標の設定と情報を収集し、次年度以降の事業執行の参考に資する必要があると思われる。</p>	<p>この事業は、私学・法人課が、私学生徒の支援及び被災地への就職を希望している生徒に就職情報の提供と就職活動の支援を目的としているのに対して、高校教育課は県外に避難している生徒が本県で生活基盤を築くために就職できるようにサポートすることを事業の目的の一つとしている。この点が、私学・法人課と大きく違うため、同一の事業として位置付けられないと考える。</p> <p>インターンシップは、職業観・勤労観の醸成や職業理解を図ることを目的とし、2学年時にまでに実施している。</p> <p>一方、生徒の進路選択はインターンシップから1年後の3学年時となり、また、就職活動は3学年時の求人票により実施することとなる。</p> <p>インターンシップ実施時期と就職活動時期にタイムラグがあり、求人状況も変化する中においては、インターンシップと新規高卒就職者との直接的な関連性を見出すことは困難である。</p> <p>また、Uターン就職者数については、高校卒業から数年後の就職活動となるため、追跡調査することそのものが難しい状況である。</p> <p>進路アドバイザーが行うインターンシップ先の開拓は、生徒の希望する職種や業種への対応や、生徒の通学圏における体験実習を可能とするため、企業と人脈を持った進路アドバイザーに頼るところが大きい。</p> <p>当課においてもふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業の取組は重要であると認識しており、県外に避難している生徒がふくしまで生活基盤を築けるために、委託先と協力しながら本事業を推進していきたい。</p>
45	282	2-2-19~21 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業	教育庁	高校教育課	意見	<p>県政世論調査によれば、福島イノベーション・コースト構想の県民への認知度は低い。同構想の名前や内容を知らないとの回答は、8割を超えている。同構想の認知度が低い最大の理由は、福島イノベーション・コースト構想の進展が、福島県の各地域でどのような変革と成果をもたらすのか、明確なビジョンを提示・展開することができず、広く県民に伝わっていないことが最大の要因ではないかと思われる。12月9日の内堀知事が、定例記者会見に示したように、「情報発信にはまだまだ工夫が必要」であり、「県民に関わりがあることを具体的なストーリーを含めて発信しなければいけない」。</p> <p>今回の監査対象の人材育成事業は、同構想の成否を左右する重要な視点である。現在、県内の高校卒業者のうち、就職希望者の2割、大学進学者の8割は、県外に流出している。福島イノベーション・コースト構想の進展には、ハード面の整備も重要であるが、人材育成に関するソフト面の充実も必須であり、特に高校生をターゲットとして、同構想の目的、狙い等を理解してもらうこと、インターンシップ等を通じて地元企業の魅力を伝え、将来、地元企業への就職又は将来のUターン就職が希望されるような施策推進・広報活動が必要と思われる。</p>	<p>当課においても、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成の取組は重要であると認識しており、引き続き、高校生向けに地域企業等と連携したイノベティブな教育プログラムを実施していく。</p> <p>本事業を推進し、構想の目的等を理解させ、将来、地元企業への就職又は将来のUターン就職が希望されるような効果等を目指していく。</p>
46	285S	6-2-8 大規模改修事業	教育庁	施設財産室	意見	<p>福島高校ほかについて構造体(非構造体)劣化調査事業として、3,437千円が予算措置されていたが、計画の見直しにより次年度予算再計上となった。今期は同額を不用残高処理とした。不用残高処理によらず補正予算で措置するのが本来のあり方だと思われる。確実な事業計画の立案が望まれる。</p>	<p>構造体劣化調査事業は、改修や改築などの手法を検討するため、今後、大規模改修工事の実施を検討している施設を優先して実施するものであり、策定中の長寿命化計画において、対象校の整理を行っている。今後、計画の見直しが生じた際は、予算の補正予算を行う。</p>
47	300	2-1-15 ふたば医療センター附属病院運営	病院局	病院経営課	意見	<p>(1) 委託契約について</p> <p>ア 医事情報システム保守業務について、受託者である株式会社エフコムは過年度にプロポーザル方式により医療情報システム導入業務を入札している。システムの保守業務の報酬は通常定額でありシステム導入時に見積りは可能であったと思われる。システムの保守管理業務はシステム導入業務の受託者が受託することが通常または効率的であることから、システム等導入後に保守管理等の業務が必要になることが確実な場合は、システム導入業務入札時に保守業務を含む複数年の契約とすることも考慮するべきではないだろうか。付随する業務も踏まえた入札をすることにより、競争入札時において価格を抑えて入札し、付随する業務を随意契約とすることで価格を高めに設定し値下げ分を回収するリスクを防止できる場合もある。</p> <p>イ 医事業務について、随意契約の理由として、「受付・会計・保険請求等、病院経営に関する幅広い専門的な知識が必要な業務であり、その性質又は目的が競争入札に適さない」を挙げているが、一般的に考えて病院の事務に関しては、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えないのではないか。もし本当に競争入札に適さないのであれば、随意契約の理由としてはもっと具体的に記載すべきであり、そうでないならば競争入札とすべきである。</p>	<p>ア 医療情報システムの保守業務の報酬については、平成29年度に医療情報システム導入公募型プロポーザルを実施した際、提案価格の評価では、当初の導入業務とシステム稼働後5年間の保守業務のそれぞれの見積額の合計を評価対象とすることで、保守業務の見積額も評価する仕組みとして、保守業務の報酬が合理的な価格となるように取り組んだ。引き続き、保守業務の実施状況を踏まえて、業務内容を精査するなど、報酬が適切に設定されるよう対応してまいり。</p> <p>イ 医事業務については、勤務地が平成29年4月に避難指示が解除されたばかりの地域となり参入可能な事業者が限られる状況にあったが、住民の帰還状況等を踏まえながら、入札を含む別の調達手法についても検討してまいりたい。</p>

No.	頁	事項名	担当部局	担当課室	指摘・意見の区分	意見の内容	対応状況等
48	300	2-1-15 ふたば医療センター附属病院運営	病院局	病院経営課	意見	<p>(2) 看護師の人材確保 令和2年度に他県自治体からの看護師の派遣支援が終了するため、現状のままだと看護師21人体制で24時間365日の対応となる(計画時は30名確保を予定)。採用活動は続けているものの場所柄人材集めは厳しい状況であり、人材確保ができなければ現在の職員の職場環境は悪化することにもなる。また、県職員としての採用であるため、報酬は通常の県採用の看護師と同レベルとならざるをえず、全国的に看護師が不足している中、より条件の良い職場環境に人材が流れてしまうのは当然である。 ふたば医療センター附属病院の立地を考えれば、帰還困難区域に隣接しており居住環境はまだまだ厳しい状況であり、また、通勤についても近隣都市からのアクセスは良いとはいえない。近隣都市部からのアクセスも悪く、原子力災害の影響がまだ色濃く残る当地域において、新たに人材を確保するためには、特別の手当等により報酬を手厚くする等の対策を講じるほかないのではない。</p>	<p>看護師の人材確保については、採用試験を複数回実施しているほか、勤務予定地をふたば医療センター附属病院に限定した採用も行っている。 また、年齢制限の引き上げや試験会場を増やすなど、受験対象者や受験機会を拡大し、人材の確保に取り組んでいる。 なお、特別の手当等については、ふたば医療センター附属病院の職員には特地勤務手当に準ずる手当が支給されているところ。</p>
49	301	2-1-15 ふたば医療センター附属病院運営	病院局	病院経営課	意見	<p>(3) 医療施設資源の供給過剰について 富岡町に開設したふたば医療センター附属病院は、双葉郡における、避難指示解除により帰還された住民や今後の帰還者及び復興作業員等の医療拠点としての機能を有した施設でなければならないが、双葉郡8町村の平成22年の人口は約72,000人、令和2年2月1日現在の帰還者は、13,216人、その他作業員が数千人というのが現状である。 県としては大熊町の県立大野病院(150床)が休止しているが、大熊町は未だ帰還困難区域が大部分を占めており再開の目はたっていない。 県立大野病院の将来の再開時期を示すことは難しいこと、帰還者の帰還の時期及び人数は予測不能であること、高齢化による急激な人口減少等により、一定時点までは患者数は増加すると見込まれるものの、その後減少に転じることは明白である。 相双医療圏(双葉郡8町村+旧相馬郡4市町村)における地域医療資源(平成30年11月現在の医療機関情報の集計値による)を見ると、病院は人口10万人当たり施設数の全国平均が6.52施設であるのに対し、相双医療圏では11.61施設と倍近い施設数である。病床数で見ても病院病床において人口10万人当たり病床数が全国平均では1,201床であるのに対し、相双医療圏では1,718床と500床以上多くなっているが、ふたば医療センター附属病院もまたその要因の一つとなっており、医療施設資源の供給過剰を作り出してしまっているのが現状であることから、たとえ帰還者が将来予想されたとしても、当初から供給過剰を前提に医療施設を整備するのではなく、医療需要の実績に応じて、順次、施設整備を行うべきであったと思われる。 県としては、将来の介護施設併用もしくは転用も視野にいれ、病床30床についてはすべて個室としており、また、リハビリ施設も充実したものとなっている。 機械浴室が設置されているが、機械浴室を必要とする入院患者は将来的には見込まれるものの、現状ほとんどいないということであり、それほど稼働はしていない。医療施設資源の供給過剰である。 当地域は避難指示が解除になったばかりであり、近隣には再開した介護施設は少なく、多くの帰還者は高齢者であることから、必要ならば在宅介護者も利用できるような施策を立案すべきであろう。介護のための利用には法律上の問題があるが、原子力災害からの復興中の地域であり、帰還者にとって必要ならば特別区域の設置による要件緩和等、医療介護の業際に臨機応変に対応することにも挑戦すべきであろう。</p>	<p>未曾有の原子力災害により甚大な被害を受けた双葉地域において、避難指示解除後に住民の帰還を促し、地域の復興・再生に向けた取組を推し進めていくため、「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」や「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」において、二次救急医療等の確保について議論がなされたところ。 これを踏まえ、「住民が安心して帰還し生活できる」「復興事業従事者が安心して働ける」「企業等が安心して進出できる」3つの安心を医療面から支え生活環境を確保することを、また、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図ることを目的に、双葉地域において二次救急を担う医療機関として整備を行った。 先に整備したふたば復興診療所と機能を分担し、連携しながら、双葉地域の救急医療や高齢者等の健康をしっかりと支えていきたい。</p>